

福消費第 746号
平成17年12月28日

福岡市消費生活審議会
会長 清水 巖 様

福岡市長 山崎 広太郎



福岡市消費生活条例第22条第4項に基づく公表事項について（意見照会）

福岡市消費生活条例第21条において禁止する不当な取引行為を行っている事業者に対し、同条例第22条第2項に基づく是正の勧告を行うにあたり、同条第4項による公表内容として同項第3号及び第4号該当事項を公表することにつきまして、同条同項に基づき福岡市消費生活審議会のご意見をいただきたく照会いたします。なお、公表方針及び事案の概要等については別紙のとおりです。

【参考（福岡市消費生活条例 抜粋）】

第22条 市長は、事業者が行う行為が不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対して、当該行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

3 第15条第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

4 市長は、第2項の規定による勧告をしたときは、その旨及び次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を公表するものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる事項を公表しようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 不当な取引行為の内容

(2) 被害の内容

(3) 事業者の氏名又は名称

(4) 事業者の住所又は事務所の所在地

(5) その他不当な取引行為に関する事項

問い合わせ先：福岡市消費生活センター（Tel 092-712-2929）

企画調整係長 平山（条例運用担当）

相談指導係長 喜田（事業者調査・指導担当）